

水運用管理システムほか設備更新
・維持管理事業

入札説明書

令和7年3月31日

堺市

1	入札説明書の定義	1
2	事業概要	2
2.1	事業名称	2
2.2	公共施設等の管理者名称	2
2.3	事業目的	2
2.4	事業の概要	2
2.4.1	施設の立地に関する事項	2
2.4.2	本事業の整備対象施設の配置に関する事項	2
2.4.3	事業方式	3
2.4.4	事業期間	3
2.4.5	事業範囲	3
2.4.6	事業者の収入	4
2.4.7	遵守すべき法制度等	4
2.4.8	事業の実施スケジュール	5
2.4.9	事業期間終了後の措置	5
3	事業者の募集及び選定に関する事項	6
3.1	募集及び選定に関する基本的な考え方	6
3.2	募集及び選定のスケジュール	6
3.3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
3.3.1	入札参加者の構成	6
3.3.2	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
3.4	入札手続き等	11
3.4.1	資料閲覧	11
3.4.2	現場見学会	11
3.4.3	入札説明書等に関する質問の受付	11
3.4.4	入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知	12
3.4.5	入札及び提案審査書類の受付	14
3.4.6	落札者の決定方法等	17
3.4.7	契約に関する基本的な考え方	18
4	その他	20
4.1	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
4.2	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	20
4.2.1	法制上及び税制上の措置	20
4.2.2	財政上及び金融上の支援に関する事項	20
4.2.3	苦情の申し立て	20
4.2.4	その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
4.3	Summary	21
4.3.1	Subject	21

4.3.2 Deadline to submit letter of intent for bid participation with necessary documents21

4.3.3 Deadline to submit bidding documents..... 21

4.3.4 Language 21

4.3.5 Contact point for the notice..... 21

1 入札説明書の定義

水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、堺市（以下「市」という。）が民間の技術的能力等の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業（以下「本事業」という。）を効率的かつ効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として特定事業の選定を行った本事業に対し、令和 7 年 3 月 31 日付で公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

- ・要求水準書
- ・事業契約書（案）
- ・基本協定書（案）
- ・落札者決定基準
- ・作成要領及び様式集

なお、入札説明書等の記載事項と、令和 7 年 1 月 17 日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和 7 年 1 月 17 日に公表した実施方針等に関する技術対話に対する回答、令和 7 年 1 月 17 日に公表した実施方針（変更）に相違がある場合は、入札説明書等を優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によるので、これらを踏まえて入札等に必要な手続きを行うこと。

2 事業概要

2.1 事業名称

水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業

2.2 公共施設等の管理者名称

堺市長 永藤 英機

2.3 事業目的

市では、市内配水場等施設を水運用管理システムで一元管理している。水運用管理システムは令和9年度に目標耐用年数を迎え、また新分岐からの受水に伴うシステム改修が必要であるため、水運用管理システムの更新、またこの更新に伴う関連設備の更新を一体的に実施する。

本事業は、PFI手法を用いて水運用管理システム等の設備整備並びに保守点検及び運転管理等の維持管理業務を民間事業者（以下「事業者」という。）が一貫して実施することで、設計段階から整備及び維持管理までの全体期間を見据えた事業計画に基づき、事業者の創意工夫やノウハウの発揮、最新のICT技術の導入による業務品質向上や危機管理対応の迅速化、ライフサイクルコストの低減を図る。

2.4 事業の概要

2.4.1 施設の立地に関する事項

本事業の主な整備対象となる設備が設置されている施設が立地する所在地は、以下のとおりである。

対象施設	所在地
家原寺配水場 (配水管理センター)	堺市西区家原寺町2丁21番1号
菅生配水池	堺市美原区菅生658番地
浅香山配水場	堺市堺区香ヶ丘町5丁1番21号
桃山台配水場	堺市南区桃山台1丁4番2号
岩室配水場	堺市南区晴美台1丁2番1号
岩室高地配水場	堺市南区晴美台1丁36番10号
陶器配水場	堺市中区陶器北416番地1
東山制御所	堺市中区東山47番地1
水質モニター	※詳細は要求水準書に記載する

2.4.2 本事業の整備対象施設の配置に関する事項

本事業の整備対象施設等における整備対象設備の配置は、要求水準書の別紙1に示す。

2.4.3 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき市が所有する土地に事業者自らが水運用管理システム等を整備、各設備完成後は市に所有権を移転した上で、事業者が保守点検、運転管理及び巡視点検等の維持管理を行う BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

2.4.4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 26 年 3 月 31 日までとする。

a) 設計・建設期間

更新・新設対象設備の設計・建設業務の期間については技術提案によるものとするが、以下に示す設備の整備時期の年度末までに対象設備を引渡し、実運用が可能な状態とすること。

①配水管理センター

水運用管理システム 令和 10 年度（監視対象施設含む）

受変電設備 令和 13 年度

②菅生配水池

配水場化整備 令和 10 年度

配水能力増強整備 令和 11 年度

③浅香山配水場 令和 11 年度

④桃山台配水場 令和 11 年度

⑤岩室配水場 令和 12 年度

⑥岩室高地配水場 令和 12 年度

⑦陶器配水場 令和 13 年度

⑧東山制御所 令和 13 年度

⑨水質モニター 令和 12 年度

b) 運転管理・巡視点検

令和 9 年度から令和 25 年度

c) 更新・新設対象設備の保守点検等

水運用管理システムは令和 11 年度から令和 25 年度

その他対象設備は引渡しから令和 25 年度

d) 更新・新設対象外設備の保守点検等

令和 9 年度から令和 25 年度

2.4.5 事業範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

a) 設計・建設業務

①配水管理センター（水運用管理システム）整備

②配水管理センター（受変電設備）整備

- ③菅生配水池（配水場化）整備
- ④菅生配水池（配水能力増強）整備
- ⑤浅香山配水場整備
- ⑥桃山台配水場整備
- ⑦岩室配水場整備
- ⑧岩室高地配水場整備
- ⑨陶器配水場整備
- ⑩東山制御所整備
- ⑪水質モニター整備

b) 維持管理業務

- ①運転管理業務
- ②配水施設巡視点検業務
- ③保守点検業務（更新・新設対象設備）
- ④保守点検業務（更新・新設対象外設備）
- ⑤自家用電気工作物保安管理業務
- ⑥引継ぎ業務

2.4.6 事業者の収入

市は、事業者に対して、本事業における設計業務、建設業務及び維持管理業務に対するサービス対価を支払う。

a) 設計業務及び建設業務に係る対価

市は、事業者に対して、整備工事ごとに、市が設計・建設期間中の会計年度ごとに認定した前払及び出来高に応じて設計業務及び建設業務に係る対価を支払う。また、対象設備の引渡し後に残額を支払う。支払いには物価変動等を勘案する。（サービス対価 A）

b) 維持管理業務に係る対価

市は、業務期間中の毎四半期に1回支払うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。なお、市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準や提案事項を満たしていない場合には、原則サービス対価を減額する。（サービス対価 B）

2.4.7 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

2.4.8 事業の実施スケジュール

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和8年1月
設計・建設期間	令和8年2月から令和14年3月
所有権移転	完成設備から順次
保守点検、運転管理及び巡視点検等の維持管理期間	(運転管理及び巡視点検) 令和9年4月から令和26年3月 (更新・新設対象設備の保守点検等) 水運用管理システムは令和11年4月から令和26年3月 その他対象設備は引渡しから令和26年3月 (更新・新設対象外設備の保守点検等) 令和9年4月から令和26年3月

2.4.9 事業期間終了後の措置

事業期間終了後に、事業者は本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1 募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業では、設備整備並びに保守点検、運転管理、巡視点検等の維持管理の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理における事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

3.2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

時期	内容
令和7年3月31日	入札公告、入札説明書等の公表
令和7年3月31日 から5月28日	入札説明書等に関する質問の受付
令和7年5月7日 から5月23日	資料閲覧及び現場見学会の開催
令和7年6月20日	入札説明書等に関する質問及び意見等の回答公表
令和7年7月7日 から7月11日	入札参加表明書等の受付
令和7年7月28日	入札参加資格審査結果の通知
令和7年8月25日 から8月29日	入札及び提案審査書類の受付
令和7年10月	提案審査書類のヒアリング
令和7年10月	落札者の決定・公表
令和7年11月	基本協定の締結
令和8年1月	事業契約の締結

3.3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

3.3.1 入札参加者の構成

a) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業が以下に定義する構成員として構成されるグループとする。なお、代表企業又は構成企業は、業務の一部を協力企業（入札参加者となるグループに加わらない企業）に委託することが可能である。

種別	定義
構成企業	入札参加者となるグループを構成する企業で、業務の一部を特別目的会社から直接受託する予定であり、特別目的会社に出資する者
代表企業	構成企業のうち最も高い出資割合を負担するもので、構成員を代表し入札手続きを行う企業

b) 構成企業等の明示

入札参加者は、入札参加表明書等の提出時に、構成企業、代表企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。

c) 複数業務の実施

入札参加者の構成員が複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

d) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び当該構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者※は、本事業に係る他の入札参加者の構成員になることはできない。

※ 資本面において密接な関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人事面において密接な関連のある者とは当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

e) 構成員の変更及び追加

入札参加表明書等の受付期限日（以下「参加資格確認基準日」という。）以降に、入札参加者の構成員の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行ったときは、構成員の変更等を認めることがある。

○参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

○提案審査書類提出日から落札者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で、入札参加者が構成員の変更等（入札参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

3.3.2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下の a)及び b)で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

a) 共通の参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けている者でないこと。
- (3) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱を含む。）を受けている者でないこと。また、同要綱第 5 条第 2 号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）の規定による破産申立てがなされている者でないこと。
- (6) 清算中の株式会社である企業について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 後述する「堺市 PFI 事業検討委員会」の委員又は委員が属する企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (8) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (9) 本事業について「水運用管理システム更新事業に係る事業者選定支援業務」を委託した株式会社 NJS、同社が業務提携している西村あさひ法律事務所・外国法共同事業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (10) 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 20 年制定）に基づく入札参加資格又は堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 16 年制定）に基づく入札参加資格若しくは堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 21 年制定）に基づく入札参加資格（以下「市の入札参加資格」という。）を有していること。

市の入札参加資格を有していない場合、速やかに堺市の入札参加資格審査の申請を行うこと。詳細は 3.4.4h)を参照すること。

b) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員のうち下記の（ア） から（ウ） の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

（ア） 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、1 者で実施する場合、以下に示す（1） から（2） までの全ての要件に該当すること。

複数の者で実施する場合には、全ての者が（2） の要件を満たし、かつ少なくとも1者は（1） から（2） までの全ての要件を満たしていること。

（1） 国又は地方公共団体が発注した上水道又は工業用水道の浄水場又は配水場における監視制御設備の実設計業務（平成 22 年 4 月以降に完了したものに限る。）を元請として履行した実績を有していること。

（2） 設計期間について、次の A から B の条件を満たす設計技術者を配置できること。設計技術者とは、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をいい、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

A 管理技術者及び照査技術者は、（A） から（C） の資格のいずれか一つを有していること。

（A） 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門（選択科目を「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備」とするものに限る）又は上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

（B） 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「電気電子一般」及び「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備」又は「上下水道一般」及び「上水道及び工業用水道」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

（C） 上記（A）・（B） と同等の能力と経験を有する者。（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）

外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていること。

なお、参加資格確認基準日までに当該認定を受けていない場合にも入札参加表明書等を提出することができるが、この場合、入札参加表明書等提出時には当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札参加資格を得るためには入札及び提案審査書類の提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

B 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、直接雇用関係を有していること。

(イ) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、1 者で実施する場合、以下に示す (1) から (5) までの全ての要件に該当すること。

複数の者で実施する場合には、全ての者が (1) から (3) までの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は (1) から (5) までの全ての要件を満たしていること。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「電気工事業」又は「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を受けた者であること。なお、建設業務を行う者が 1 者の場合は、「電気工事業」及び「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を受けた者とし、建設業務を行う者が複数の場合は、「電気工事業」又は「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を受けた者がそれぞれ最低 1 者は参加すること。
- (2) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の所得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「総合評定値通知書」という。）における電気工事又は機械器具設置工事の総合評定値 (P) が 700 点以上の者であること。
- (4) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の総合評定値通知書における電気工事又は機械器具設置工事の総合評定値 (P) が 1,200 点以上の者であること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注した上水道又は工業用水道の浄水場又は配水場における施設能力 5 万 m³/日以上施設全体に係る監視制御設備の施工実績（平成 22 年 4 月以降に竣工したものに限り）を有していること。施工実績が共同企業体の場合においては、共同企業体が 2 者の場合 30%以上、3 者の場合 20%以上、4 者の場合 15%以上の出資比率での施工実績を有していること。施工実績が特別目的会社からの受託の場合においては、特別目的会社が契約している監視制御設備に係る契約額に対して、受託額が 2 者の場合 30%以上、3 者の場合 20%以上、4 者の場合 15%以上の施工実績を有していること。

(ウ) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、1 者で実施する場合、以下に示す要件に該当すること。

複数の者で実施する場合には、少なくとも 1 者は以下の要件を満たしていること。

- (1) 平成 27 年 4 月以降に、上水道又は工業用水道の浄水場又は配水場における施設能力 5 万 m³/日以上施設全体の運転管理業務の実績を有していること。実績が共同企業体の場合においては、共同企業体が 2 者の場合 30%以上、3 者の場合 20%以上、4 者の場合 15%以上の出資比率での実績を有していること。実績が特別目的会社からの受託の場合においては、特別目的会社が契約している運転管理業務に係る契約額に対して、受託額が 2 者の場合 30%以上、3 者の場合 20%以上、4 者の場合 15%以上の実績を有していること。

3.4 入札手続き等

3.4.1 資料閲覧

項目	内容
資料閲覧日時	令和7年5月7日（水曜）から23日（金曜）のうち、市が指定する日時 午前9時30分から午後5時まで
実施場所	配水管理センター
受付期間	令和7年4月11日（金曜）から令和7年4月18日（金曜）正午まで
申込方法	資料閲覧申込書（様式 1-1）に必要事項を記入の上、「4.2.4d)入札説明書等に関する問い合わせ先」まで電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1者あたり5名までとし、1日を割り当てる。
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 閲覧資料の内容は、システム機能仕様書、展開接続図、施工図、アスベスト含有調査結果、主要施設の各室許容載荷荷重（構造計算書）、電気設備の主要負荷容量 等・ 閲覧資料の模写、撮影は可能であるが必要な機材は各自で用意すること。・ 資料閲覧では、入札説明書等の資料配布及び閲覧を行わないほか、質疑応答の機会も設けない。

3.4.2 現場見学会

項目	内容
現場見学会日時	令和7年5月7日（水曜）から23日（金曜）のうち、市が指定する日時 午前9時30分から午後5時まで
集合場所	市が指定する場所
受付期間	令和7年4月11日（金曜）から令和7年4月18日（金曜）正午まで
申込方法	現場見学参加申込書（様式 1-2）に必要事項を記入の上、「4.2.4d)入札説明書等に関する問い合わせ先」まで電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1者あたり5名までとし、1者あたり最大2日を割り当てる。また、同時に複数施設の見学はできない。
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 職員が現場に案内するので、移動手段は各自で用意すること。・ 現場見学会では、入札説明書等の資料配布及び閲覧を行わないほか、質疑応答の機会も設けない。

3.4.3 入札説明書等に関する質問の受付

項目	内容
受付期間	令和7年3月31日（月曜）から5月28日（水曜）正午まで
提出方法	入札説明書等に関する質問書（様式 1-3）に必要事項を記入の上、「4.2.4d)入札説明書等に関する問い合わせ先」まで電子メールにて提出すること。
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 受け付けた質問に対する回答は、令和7年6月20日（金曜）を目途にホームページに公表する。・ 提出された質問のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.4 入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札参加希望者から入札参加表明書等を受け付ける。

入札参加資格の審査結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、審査結果において入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

a) 受付期間

令和7年7月7日（月曜）から令和7年7月11日（金曜）

午前9時30分から午後5時

ただし、郵送による場合は、令和7年7月11日（金曜）午後5時までに必着のこと。

b) 提出場所

〒593-8304 堺市西区家原寺町2丁21番1号

堺市上下水道局 水道部 水運用管理課 電話 072-275-1126

c) 提出方法

入札参加表明書等は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又は FAX による提出は受け付けない。なお、持参の場合は、持参する1営業日前までに来訪日時について事前に連絡、調整をすること。

d) 入札参加資格申請書類の作成

入札参加表明書等は、作成要領及び様式集（様式2-1から2-11）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

e) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知は、入札参加表明書等を提出した者に対して、書面により令和7年7月28日（月曜）を目途に通知する。

f) 入札参加資格がないとされた場合の取扱い

入札参加資格審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付日時

令和7年8月4日（月曜）から令和7年8月6日（水曜）

午前9時30分から午後5時

ただし、郵送による場合は、令和7年8月6日（水曜）午後5時までに必着のこと。

(イ) 提出場所

〒593-8304 堺市西区家原寺町2丁21番1号

堺市上下水道局 水道部 水運用管理課 電話 072-275-1126

(ウ) 提出方法

入札参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式2-12）を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又は FAX による提出は受け付けない。なお、持参の場合は、持参する1営業日前までに来訪日時について事前に連絡、調整をすること。

(エ) 回答

令和7年8月20日（水曜）までに書面により回答する。

g) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、入札参加表明書等の受付期限である令和7年7月11日（金曜）とする。

h) 臨時登録の申請

市の入札参加資格を有していない者が、この入札に参加するためには、次のとおり、「登録審査担当課」へ「堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録審査申請」又は「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、入札参加資格登録の申請をしなければならない。

(ア) 設計業務、建設業務を行う者

(1) 登録審査担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号本館8階
堺市財政局 契約部 契約課 電話 072-228-7472

(2) 申請業種

設計業務を行う者：区分「測量・建設コンサルタント」のうち、本事業において実施しようとする業務内容に対応する業種

建設業務を行う者：区分「建設工事」のうち、本事業において実施しようとする業務内容に対応する業種

(3) 申請書類提出期限

令和7年6月13日（金曜）

(4) 申請書類提出方法等

記載内容について説明のできる者が直接持参すること。なお、詳細は市ホームページの「特定調達契約参加資格申請」を参照すること。（URL：<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/sankashinsei/tokuteichotatsu/index.html>）

(イ) 維持管理業務を行う者

(1) 登録審査担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号本館8階
堺市財政局 契約部 調達課 電話 072-228-7473

(2) 申請業種

区分「業務委託・役務の提供」のうち、「054 007 プラント施設の運転管理」又は「052 002 電気設備保守点検」

(3) 申請書類配布方法

電子メールにより資料配布の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

- ①登録審査担当課メールアドレス：chotatsu@city.sakai.lg.jp
 - ②メール送付期限：下記(4)申請書類提出期限の午後 5 時までには必着とする。
 - ③件名に「臨時登録希望」と明記すること。
 - ④本文に「入札案件名」「連絡先（所在地（住所）、商号又は名称、担当者指名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）」を記入すること。
 - ⑤なお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。
- (4) 申請書類提出期限
令和 7 年 6 月 13 日（金曜）※郵送の場合は午後 5 時までには必着のこと。
- (5) 申請書類提出方法等
直接持参又は郵送すること。
- ①直接持参の場合
上記提出期限内の午前 9 時から午後 5 時まで（休日を除く。）に上記登録審査担当課まで持参すること。
 - ②郵送の場合
上記提出期限内には必着とする。なお、郵送で提出した旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。
- (6) 臨時登録による市の入札参加資格の有効期間及び当該期間の延長手続
有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。当該期間の更新を希望する場合は、別途指定する手続きを行うこと。

i) その他

- (1) 入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 代理人又は復代理人をして入札参加表明書等を提出する場合は、その委任状を作成要領及び様式集に定めるところにより作成し、入札参加表明書等と合わせて持参又は郵送すること。
- (3) 市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (4) 入札参加資格審査結果において入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。
- (5) 入札参加表明書等の提出以後、入札参加資格審査結果において入札参加資格があると認められた者が入札及び提案審査書類の提出を辞退する場合は、入札辞退届（様式 3-4）を入札及び提案審査書類の受付期限日までに以下に持参又は郵送により提出すること。
電子メール又は FAX による提出は受け付けない。
〒593-8304 堺市西区家原寺町 2 丁 21 番 1 号
堺市上下水道局 水道部 水運用管理課 電話 072-275-1126

3.4.5 入札及び提案審査書類の受付

入札参加資格審査結果において入札参加資格があると認められた者は、入札及び提案審査書類を受付期限日までに市に提出すること。

a) 入札及び提案審査書類の受付期間・提出場所及び方法

(ア) 受付期間

令和 7 年 8 月 25 日（月曜）から令和 7 年 8 月 29 日（金曜）

午前 9 時 30 分から午後 5 時

ただし、郵送による場合は、令和 7 年 8 月 29 日（金曜）午後 5 時まで必着のこと。

(イ) 提出場所

〒593-8304 堺市西区家原寺町 2 丁 21 番 1 号

堺市上下水道局 水道部 水運用管理課 電話 072-275-1126

(ウ) 提出方法

入札及び提案審査書類を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。電子メール又は FAX による提出は受け付けない。なお、持参の場合は、持参する 1 営業日前までに来訪日時について事前に連絡、調整をすること。

b) 入札及び提案審査書類の受付にあたっての留意事項

(ア) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札及び提案審査書類を提出すること。

(イ) 費用負担等

入札及び提案審査書類の作成及び提出等に係る必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札及び提案審査書類の作成方法

入札及び提案審査書類は、作成要領及び様式集に定めるところにより作成し、作成要領及び様式集に定める部数を提出すること。

なお、入札及び提案審査書類の提出にあたっては、入札参加資格の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。郵送する場合は審査結果通知書の写しを同封すること。

(エ) 復代理人

入札参加者は、復代理人をして入札及び提案審査書類を提出させるときは、その委任状を作成要領及び様式集に定めるところにより作成し、入札及び提案審査書類と合わせて持参又は郵送すること。

(オ) 入札の棄権

入札参加者が、入札及び提案審査書類の受付期限日までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 入札書の記載等

(1) 提案上限金額

11,259,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

提案上限金額は、事業契約締結後の物価上昇を見込まない金額である。

(2) 入札金額の記載

入札金額は、入札書に記載すること。この際の計算に物価変動率は見込まないものとする。

(ケ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案審査書類等は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(3) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(4) 入札及び提案審査書類の変更禁止

入札及び提案審査書類の変更はできない。ただし、提案審査書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(コ) 保証金

(1) 入札保証金

免除する。ただし、落札者が正当な理由がなく速やかに基本協定を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する違約金を徴収するものとする。

(2) 契約保証金

市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。事業者は契約保証金を納付するものとする。

設計業務及び建設業務の期間中の契約保証金は、事業契約の締結時までに、サービス対価 A（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。維持管理業務の期間中の契約保証金は、維持管理業務を実施するまでに、サービス対価 B（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細については、事業契約書（案）に記載する。

c) 開札

(ア) 日時

令和7年8月29日（金曜）午後5時

(イ) 場所

〒593-8304 堺市西区家原寺町2丁21番1号
堺市上下水道局 水道部 水運用管理課 電話 072-275-1126

(ウ) その他

開札に立ち会う者は、入札参加者又はその代理人、いずれか1名とする。入札参加者が開札に立ち会う場合は使用印、代理人が開札に立ち会う場合は委任状及び委任状において届け出る受任者印をそれぞれ持参すること。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うものとする。

d) 入札の無効

堺市契約規則第22条各号の規定に該当する入札のほか、入札参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

3.4.6 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、選定は「入札参加資格審査」、「提案審査」の2段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

a) 検討委員会の設置

PFI法第2条第2項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第5条第1項に規定する実施方針の策定、同法第7条に規定する特定事業及び同法第8条第1項の規定による事業者の選定についての審議及び審査を行うため、「堺市PFI事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

検討委員会は、下表の5名の委員で構成され、検討委員会における審査は非公開とする。

役職	氏名	職業名
委員長	北詰 恵一	大学教授
委員	宮本 貴朗	大学教授
委員	山野 一弥	日本水道協会 大阪支所長
委員	平松 亜矢子	弁護士
委員	石田 佐江	公認会計士

なお、本事業に応募しようとする者やそれと見なせる団体等が、委員に対して、本事業に関する情報収集等のために、実施方針の公表時点から本事業の落札者公表日までの間、電話や訪問等により接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

b) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めため、入札参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

c) 落札者の決定及び公表

(ア) 落札者の決定

提出された提案審査書類等について総合的に評価を行い、検討委員会の審査を経て、落札者を決定する。

(イ) 結果及び評価の公表

市は、検討委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める各審査項目において各入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

d) 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取止め等の対処を図る場合がある。

e) 事業者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

3.4.7 契約に関する基本的な考え方

a) 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。基本協定を締結するにあたって、落札者の構成員は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

また、落札者の構成員が基本協定の締結までの間に入札参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該入札参加者の落札の決定を取り消すものとする。この場合、市は当該入札参加者以外に入札参加者のうち、最も評価の高かった者と基本協定を締結することがある。ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定を取り消さない場合がある。なお、補完する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

b) 特別目的会社の設立

落札者の構成員は、基本協定に従い、事業契約の締結までに、本事業を実施するため、特別目的会社を会社法に定める株式会社の形態で、堺市内（市の施設内は対象外）に設立するものとする。また、事業期間中は堺市外に移転させないものとする。

落札者の構成員は特別目的会社に対して必ず出資し、代表企業の出資比率は最大としなければならない。

なお、特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の書面による事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

また、特別目的会社は消費税法第57条の2第1項に定める適格請求書発行事業者の登録を受

けなければならない。

c) 事業契約の締結

市と落札者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整する。また、市は落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。事業契約を締結するにあたって、特別目的会社は堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

基本協定締結後から事業契約が成立するまでの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は、当該入札参加者の落札の決定を取り消し、特別目的会社と事業契約を締結しない場合がある。この場合、市は、落札者以外の入札参加者のうち、最も評価の高かった者が設立する特別目的会社と事業契約を締結することがある。ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定を取り消さない場合がある。なお、補完する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

市は、落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として基本協定書（案）に規定する金額を請求することがある。

d) 基本協定書（案）の内容変更

落札者の構成員との基本協定の締結に際し、基本協定書（案）の内容変更は行わない。ただし、基本協定の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

e) 事業契約書（案）の内容変更

特別目的会社との事業契約の締結に際し、事業契約書（案）の内容変更は行わない。ただし、事業契約の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

f) 基本協定書及び事業契約書の作成費用

基本協定書及び事業契約書の検討に係る特別目的会社側の弁護士費用や印紙代など、基本協定書及び事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

g) 特別目的会社の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、特別目的会社は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

4 その他

4.1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4.2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

4.2.1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

4.2.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上または金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、これら支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

なお、市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

4.2.3 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関しては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 21 年制定）により、当該入札手続における入札参加資格の審査やその他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申し立てをすることができる。

4.2.4 その他特定事業の実施に関し必要な事項

a) 入札参加に伴う費用負担

入札及び提案審査書類の作成及び提出等に係る必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

b) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

c) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

d) 入札説明書等に関する問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

堺市上下水道局 水道部 水運用管理課

住所 : 〒593-8304 堺市西区家原寺町 2 丁 21 番 1 号

電話 : 072-275-1126

F A X : 072-271-1356

E-mail : suiun@city.sakai.lg.jp

ホームページアドレス : <https://water.city.sakai.lg.jp/>

4.3 Summary

4.3.1 Subject

PFI-based contract on the project to design, construct, operate and maintain for water operation management system and others.

4.3.2 Deadline to submit letter of intent for bid participation with necessary documents

5:00 p.m., Jul.11, 2025

4.3.3 Deadline to submit bidding documents

5:00 p.m., Aug.29, 2025

4.3.4 Language

Japanese is the only language used in all the contract procedure

4.3.5 Contact point for the notice

Water Distribution Management Division, Waterworks Department, Waterworks and Sewerage Bureau,
Sakai City Government

〒593-8304 2-21-1 ebaraji-chou, nishi-ku, Sakai City TEL 072-275-1126 (direct line)